

三重県公共工事共通仕様書の鈴鹿市取扱い要領

平成20年 8月1日
平成22年10月1日(改定)
平成28年 4月1日(改定)
令和 2年10月14日(改定)
令和 3年 4月20日(改定)
令和 3年10月20日(改定)

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県公共工事共通仕様書(以下「県共通仕様書」という。)を適用するに当たり、鈴鹿市発注工事規模に対応できるよう、鈴鹿市工事監督規程(平成5年鈴鹿市訓令第6号。)第13条に基づき、工事監督の技術的な事項を定める。

(出来形管理基準及び規格値)

第2条 出来形管理基準及び規格値は、別表第1で読み替えるもののほか、「三重県公共工事共通仕様書」に準ずる。

(品質管理基準及び規格値)

第3条 品質管理基準及び規格値は、別表第2で読み替えるもののほか、「三重県公共工事共通仕様書」に準ずる。

(写真管理基準)

第4条 写真管理基準は、別表第3及び別表第4で読み替えるもののほか、「三重県公共工事共通仕様書」に準ずる。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成20年8月1日から施行し、同日以後に特記し契約する工事について適用する。
- 2 特記仕様書の記入例は、「三重県公共工事共通仕様書(令和 年 月制定)を適用(一部改正を行った内容も含む(令和 年 月一部改正))及び三重県公共工事共通仕様書の鈴鹿市取扱い要領」とする。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3年 4月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3年10月20日から施行する。

別表第1(第2条関係)

出来形管理基準及び規格値の読み替え

は読み替え部分を示す

令和 3年10月20日(改定)

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要		
							個々の測定値(X)		10個の規定値の平均						
							中規模以上	小規模以上	中規模以上	小規模以上					
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1箇所 の割とし、厚さは、以下の とおりコアーを採取して測 定。 100㎡～1,000㎡:1個 1,001㎡～2,000㎡:2個 2,001㎡～3,000㎡:3個 3,001㎡～5,000㎡:6個 5,001㎡～10,000㎡:10個	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割 合で規格値を満足しなければならないとともに、 10個の測定値の平均値(X10)について満足し なければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷 を与える恐れのある場合は、他の方法によること が出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略する ことが出来る。(維持工事とは、舗装影響範囲で 行う舗装復旧工事)	3-2-6-7		
						幅	-25	-25	-	-					
					11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2				-3	
							幅	-25	-25	-				-	
							平坦性	-		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下、直 読式(足付き)(σ)1. 75mm以下					

土木工事共通編

一般施工

一般舗装工

工事規模の考え方

中規模工事とは、施工面積が2,000㎡以上とする。
小規模工事とは、施工面積が2,000㎡未満とする。

平坦性試験の対象工事規模

全面舗装工事(復旧工事やラインのある片車
線全面舗装工事を含む)でかつ連続延長150m
以上の工事とする。
ただし、道路法線等で明らかに平坦性を確保で
きない場合は、監督員と協議を行うこととする。

別表第2(第3条関係)

品質管理基準及び規格値の読み替え

は読み替え部分を示す

令和3年10月20日(改定)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて10~100㎡ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6本(σ7...3本, σ28...3本)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。 ※日打設量が小規模(50㎡未満)となる場合の品質管理は、生コンクリートの取扱いマニュアルによる。	小規模工事※で1工種当りの総使用量が10㎡未満の場合は、1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が10㎡3以上の場合、50㎡3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
7 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 97%以上 歩道箇所:設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足するものとするが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡:10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡以上の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、次のとおりとする。 1,000㎡以下:3孔 1,001~3,000㎡:6孔		
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-256		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	

別表第2(第3条関係)

品質管理基準及び規格値の読み替え

は読み替え部分を示す

令和3年10月20日(改定)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
8 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X_{10} 95%以上 X_6 95.5%以上 X_3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足するものとするが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡:10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡以上の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、次のとおりとする。 1,000㎡以下:3孔 1,001~3,000㎡:6孔		
11 アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	基準密度の94%以上 X_{10} 96%以上 X_6 96%以上 X_3 96.5%以上 歩道箇所:設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足するものとするが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり5,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 5,001~10,000㎡:10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり5,000㎡以下の場合は、次のとおりとする。 100㎡~1,000㎡:1孔 1,001㎡~2,000㎡:2孔 2,001㎡~3,000㎡:3孔 3,001㎡~5,000㎡:6孔 上記基準以上の孔数の試験を行う場合は、監督員と協議を行うこと。 2孔以下の場合、個々の測定値が94%以上とする。	・橋面舗装はコア採取しないでAS合材量(プラント出荷数量)と舗装面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	

別表第3(第4条関係)

写真管理基準(案)の読み替え

は読み替え部分を示す

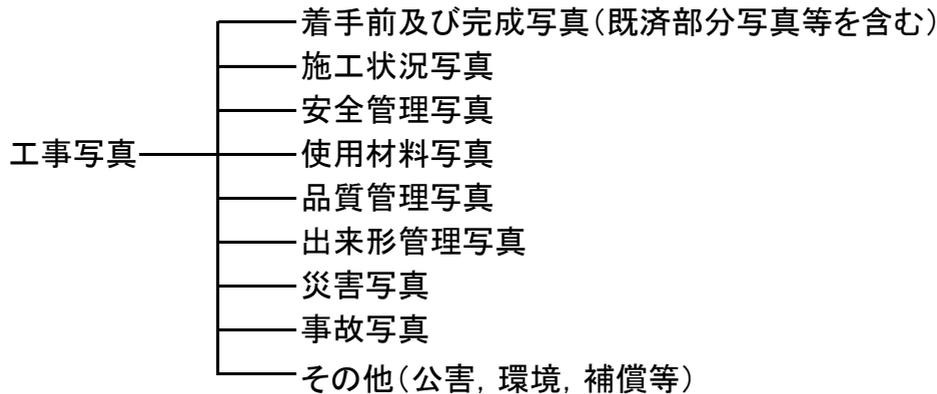
令和3年10月20日(改定)

(適用範囲)

1. この写真管理基準は、建設工事施工管理基準(案)7に定める建設工事の工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影～提出)に適用する。

(工事写真の分類)

2. 工事写真は次のように分類する。



特記仕様書の記入例は、「三重県公共工事共通仕様書(令和 年 月制定)を適用(一部改正を行った内容も含む(令和 年 月一部改正))及び三重県公共工事共通仕様書の鈴鹿市取扱い要領」

3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。

(1) 撮影頻度

写真撮影の撮影頻度は、「三重県公共工事共通仕様書 写真管理基準(案)」の撮影箇所一覧表(以下「撮影箇所一覧表」という。)に準ずる。

(2) 撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体と共に写し込むものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 側点(位置)
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して管理する。

特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

(写真の省略)

4. 工事写真は次の場合に省略するものとする。

(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略する。

(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する。

(3) 監督員が臨場して段階確認した箇所は、臨場写真を提出することで出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

別表第3(第4条関係)

写真管理基準(案)の読み替え

は読み替え部分を示す

令和3年10月20日(改定)

(写真の色彩)

5. (1) 写真はカラーとする。
(2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。
(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)

(写真の大きさ)

6. 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。
(1) 着手前、完成写真はキャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができる。
(2) 監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。

(工事写真帳の大きさ)

7. 工事写真帳は、A4版とする。
(工事写真の提出部数及び形式)

8. 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。
(1) 工事写真として、工事写真帳を工事完成時に1部提出する。
(2) 原本のネガまたは電子媒体は、請負者が保管するものとする。
(3) 工事写真の電子納品は認めない。

(工事写真の整理方法)

9. 工事写真の整理方法は次によるものとする。
工事写真帳の整理については、工種毎に撮影箇所一覧表に示すものを標準とする。なお、提出頻度とは請負者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真の全部とする。

(留意事項)

- 10 撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。
(1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。
(2) 施工状況等の写真については、ビデオカメラ等の活用ができるものとし、ビデオ記録を提出する。
(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法を含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。
(5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。
(6) 削除
(7) 公的機関で実施された品質証明書を保管、整備した場合には品質管理写真を省略することができる。
(8) デジタル工事写真の小黒板情報電子化を使用する場合は、監督員と協議したうえで、使用できるものとする。

(その他)

- 11 用語の定義
(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所を示すもので、監督員の指示した箇所をいう。
(2) 適宜提出とは、監督員が指示した箇所を提出することをいう。

別表第4(第4条関係)(出来形管理写真撮影箇所一覧表追加箇所)

編	章	工種	条	工種	写真管理項目			摘要
					撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
共通	一般施工	一般舗装	アスファルト舗装	加熱アスファルト安定処理工	プライムコート	各層毎に1回 [散布時] [散布完了時]	撮影した写真は全て	
				基層工	タックコート プライムコート	各層毎に1回 [散布時] [散布完了時]	撮影した写真は全て	
				表層工	タックコート プライムコート	各層毎に1回 [散布時] [散布完了時]	撮影した写真は全て	
	土工	共通の工種	掘削	掘削	高さ 幅	掘削完了時	40m又は, 1施工箇所1回	
			埋戻し	埋戻し	層厚さ	埋戻し完了時 各層毎	40m又は, 1施工箇所1回	